

①事前協議が必要な変更点の事例

- ・主催者の変更
- ・出品品目や規格の変更
- ・審査基準の変更
- ・擬賞点数の変更
- ・開催頻度の変更（2年に1回 → 3年に1回）

②事前協議を必要としない変更点

- ・「表彰行事の名称」のうち、年度又は回数の変更
- ・「開催期日」の変更
- ・「開催場所」の変更
- ・「審査委員名簿」の変更
- ・「収支予算書」の変更

※事前協議が必要かどうか不明の場合、募集告知日の**4ヶ月前まで**に、お問合せ下さい。